

富山市の保有個人情報に係る開示等請求について

(1) 個人情報保護制度の概要

個人情報保護制度は、個人情報の取扱いについて一定のルールを定める等の保護措置を講じることにより、個人の権利利益を保護するものです。また、開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権の行使に対しては、実施機関は該当する個人情報について開示、訂正又は利用停止するかどうかの決定をしなければならない義務を負うことになります。制度の概要は、次のとおりです。

ア 市の機関

個人情報の保護に関する法律における市の機関は、次のとおりです。

・市長	・教育委員会	・選挙管理委員会	・公平委員会
・監査委員	・農業委員会	・固定資産評価審査委員会	・上下水道事業管理者
・病院事業管理者	・消防局長		

議会は法の適用の対象外となっているため、議会においては、「富山市議会個人情報条例」を定めて個人情報の保護を図っています。開示請求等についても、市の他の機関と同じ方法で請求することができます。

イ 対象

開示請求等の対象となるのは、次の要件を満たした自己を本人とする個人情報（公文書に記録されているものに限る。）です。

【開示請求の場合】

市の機関（議会を含む。以下同じ）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該市の機関の職員が組織的に利用するものとして、当該市の機関が保有しているもの（ただし、法令の規定により開示請求の対象外とされている情報は開示請求できません。）

【訂正請求の場合】（①・②いずれの要件も満たすもの）

- ① 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実市の機関の職員が組織的に利用するものとして、当該市の機関が保有しているもの
- ② 開示請求により開示を受けたもの

【利用停止請求の場合】（①・②いずれの要件も満たすもの）

- ① 市の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該市の機関の職員が組織的に利用するものとして、当該市の機関が保有しているもの
- ② 以下のいずれかに該当するもの

- ・市の機関が利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有している個人情報
- ・市の機関が違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用している個人情報
- ・市の機関が偽りその他不正の手段により取得した個人情報
- ・市の機関が利用目的以外の目的のために利用し、又は提供している個人情報

ウ 請求権者の範囲

誰でも、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求することができます。また、本人に委任を受けた任意代理人や、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示を請求することもできます。

エ 請求の方法

個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求は、請求書に必要事項を記載し、以下の窓口に提出するか、もしくは文書法務課宛に郵送して行います。

窓口の設置場所は、次のとおりです。

本庁の庁舎	市役所東館3階 市政情報コーナー（文書法務課）
本庁以外の庁舎	各行政サービスセンター
	各中核型地区センター

郵送の宛先は、次のとおりです。

〒930-8510
富山県富山市新桜町7番38号
富山市役所 文書法務課

オ 請求の期限

個人情報の訂正請求及び利用停止請求については、個人情報の開示を受けた日又は許可書、通知書などの書類の交付を受けた日から90日以内に行う必要があります。

カ 開示、訂正又は利用停止の決定等

実施機関は、開示請求にあっては請求があった日から15日以内に、訂正請求書又は利用停止請求にあっては請求があった日から30日以内に、開示、訂正又は利用停止の決定等をし、請求者にその内容を通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り、決定の期間を延長することができます。また、開示請求等に係る個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から45日以内（訂正又は利用停止にあっては、60日以内）にその全てについて決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、決定等の期限の特例があります。

キ 非開示事項

自己の個人情報の開示の請求に対しては、開示を原則としていますが、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、第三者の権利利益、さらに公益との調和が必要なことから、次に掲げる個人情報が含まれている場合は、全部又は一部を開示しないことができることになっています。

- ① 開示により本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ③ 法人等に関する情報（法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）
- ④ 審議、検討又は協議に関する情報（市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等の内部又は相互間における審議検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる情報等）
- ⑤ 事務事業の執行に関する情報（事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報）

ク 費用の負担

個人情報の開示に要する手数料は無料ですが、その写しの交付を受ける場合には、次のとおり写しの作成等に要する費用を請求者に負担していただくことになっています。

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り 1枚につき 10円
		多色刷り 1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定します。

ケ 他制度との調整

その他の制度で閲覧等が可能な個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に規定された開示の実施は行いません。また、市立図書館等で市民の利用に供することを目的として管理されているものについては、同法に規定する「個人情報」に該当しません。